

令和4年広審第25号

裁 決

モーターボートA同乗者負傷事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官川西篤史出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和3年8月1日13時20分

香川県櫃石島西岸沖合

2 船舶の要目

船種船名 モーターボートA

総トン数 2.5トン

全 長 7.17メートル

機関の種類 電気点火機関

出 力 264キロワット

### 3 事実の経過

#### (1) 設備等

Aは、平成27年3月に進水し、最大搭載人員が旅客10人及び船員1人の、電気点火機関1機でウォータージェット1機を駆動する推進装置2組が装備されたオープンデッキ型FRP製モーターボートで、船体中央部には、前方及び側方を風防で囲み、右舷前部に操縦席、同席左方及び後部に座席を配した暴露甲板と舷縁で囲む無蓋のコックピットを設け、操縦席前面に舵輪及び回転計、速度計等を組み込んだパネル、同席右舷側面に機関遠隔操縦レバーを備え、船首区画に設けたバウシートのほか船尾部に設けたスイミングプラットフォームにも座席（以下「スタンシート」という。）を装備していた。

Aは、船殻内部にインペラを装備するウォータージェット推進装置を用いて推進器翼のない船底構造とすることで、浅水域での航行及び錨泊を可能としていたほか、水上あるいは波打ち際にあってもスイミングプラットフォームから容易に乗降できるようになっていた。

そして、船首中央部に設けたバウロッカーには、重さが約2.5キログラム、シャンクの長さが約40センチメートルのダンフォース型錨1個を装備しており、同錨の錨環に長さ約1.5メートルの鉄製鎖及び直径12ミリメートル長さ約12メートルの化学繊維製錨索が順につながれ、錨泊する際は、錨を海中に投下して錨索を左舷船首部のクリートに係止し、揚錨する際は、操船者あるいは同乗者が船首区画に移動して錨索を引き揚げるようになっていた。

#### (2) a 受審人の経歴等

(省略)

(3) 本件発生に至る経緯

Aは、a受審人が1人で乗り組み、知人など8人を乗せ、遊覧等の目的で、船首0.3メートル船尾0.4メートルの喫水をもって、令和3年8月1日09時40分坂出市所在のマリーナを発し、知人が操縦する水上オートバイと共に櫃石島北部西岸に向かった。

Aは、10時00分頃櫃石港4号防波堤灯台（以下「櫃石港灯台」という。）から295度（真方位、以下同じ。）840メートル付近の、水深約2メートルないし3メートルとなっていた底質が砂の干出浜に到着して機関が停止され、a受審人が同乗者に錨の扱いを任せ、当該同乗者が海中に錨を投じて錨索を左舷船首部のクリートに係止し、錨泊を開始した。

a受審人は、錨泊状態を意識することなく上陸し、海の家で飲食しながら、子供等がA周辺で遊泳する様子を眺めて過ごしていたところ、同乗者から釣りをしたい旨の要請を受けてこれに応じて発進することとし、潮が引いて砂浜に着底していた船体を沖に押し出してスイミングプラットフォームから乗り込み、同乗者5人がそれぞれ救命胴衣を着用したことを確かめ、うち2人をバウシートに、他の3人をスタンシートにそれぞれ腰を掛けさせ、自身が操縦席に腰を掛け、右手で機関遠隔操縦レバーを、左手で舵輪を握って発進に備えた。

こうして、Aは、a受審人が1人で乗り組み、知人など5人を同乗させ、釣りの目的で、13時20分僅か前櫃石港灯台から295度840メートルの地点で、船首を225度に向けて発進し、櫃石島北部西岸沖合に向かった。

発進に先立ち、a受審人は、釣り場に向かうことに気をとられ、船首部の状況を目視するなど、錨の状態の確認を十分に行わなかつ

たので、揚錨していないことに気付かなかった。

Aは、揚錨することなく増速中、13時20分櫃石港灯台から292度860メートルの地点において、225度に向首したまま、21.6ノットの対地速力になったとき、引かれていた錨が跳ね上がり、錨あるいは鎖がスタンシートに腰を掛けていた同乗者1人の頭部に当たった。

当時、天候は晴れで風力2の北北西風が吹き、潮候は上げ潮の初期であった。

その結果、同乗者1人が、頭部外傷、顔面裂創、頭部裂創及び左側頭筋挫滅を負った。

(原因及び受審人の行為)

本件同乗者負傷は、櫃石島西岸の干出浜に錨泊したのち、同岸沖合に向けて発進する際、錨の状態の確認が不十分で、揚錨しないまま発進して増速中、引かれていた錨が跳ね上がり、錨あるいは鎖が同乗者の頭部に当たったことによって発生したものである。

a 受審人は、櫃石島西岸の干出浜に錨泊したのち、同岸沖合に向けて発進する場合、揚錨しないまま発進して同乗者を負傷させたり、船体を損傷させたりすることのないよう、発進に先立ち、船首部の状況を目視するなど、錨の状態の確認を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、釣り場に向かうことに気をとられ、錨の状態の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、錨を揚げていないことに気付かないまま発進して増速中、引かれていた錨が跳ね上がり、錨あるいは鎖がスタンシートに腰を掛けていた同乗者の頭部に当たる事態を招き、同人に頭部外傷、顔面裂創、頭部裂創及び左側頭筋挫滅を負わせるに至った。

以上のa 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、

同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和5年1月19日

広島地方海難審判所

審判官 濱 田 真 人